

議案第八十七号

三朝町財産区土地使用料条例の一部改正について

次のとおり三朝町財産区土地使用料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出雅己

昭和四十四年九月露九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

写

三朝町条例第

号

三朝町財産区土地使用料条例の一部を改正する条例

三朝町財産区土地使用料条例（昭和二十九年三朝町条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第一条から第三条までを一条ずつ繰り下げ、第一条として次のように加える。

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、財産区が所有する土地を、契約又は旧慣等により地上権を貸与している場合における使用料の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。